

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみの会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に、職務遂行の対価として定款第21条で定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

- 2 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める出張規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年6月22日より施行する。

附則

この規程は令和元年6月27日より施行する。

別表 1 (役員報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出席	10,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出席	10,000 円

別表 2 (評議員報酬)

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出席	10,000 円